

疾患療養費の算定について

令和6年度

介護老人保健施設において、入所されているご利用者の医療ニーズに適応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療に対し、以下の要件を満たした場合に評価されることになっております。

1.厚生労働大臣が定める入所者（次のいずれかに該当する者）

- イ 肺炎の者
- ロ 尿路感染症の者
- ハ 帯状疱疹の者
- ニ 蜂窩織炎の者
- ホ 慢性心不全の増悪

2.入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合

（肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行った場合に限る。）

3.同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。

4.所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することができないこと。

5.診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。

6.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

7.当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容

（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況について（令和6年度）

期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

疾患名/年月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
尿路感染	人数	8	8	9	5	7	7	3	10	6	8	9	5
	日数	56	42	30	27	50	37	17	66	35	76	50	26
蜂窩織炎	人数		1		1		1		2	7	3		1
	日数		4		4		8		10	45	18		8
肺炎	人数	2		1	1	1	2		2			2	1
	日数	17		4	3	9	10		15			9	4
帯状疱疹	人数								1				
	日数								8				
慢性心不全の増悪	人数										1		
	日数										10		